

NOTICE による注意喚起

NOTICE の取組概要

- ① NICT がインターネット上の IoT 機器に、容易に推測されるパスワードを入力することなどにより、サイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器を特定
- ② 当該機器の情報を電気通信事業者に通知
- ③ 電気通信事業者が該当機器の利用者を特定し、注意喚起を実施

* 引用元：IoT 機器調査及び利用者への注意喚起の取組「NOTICE」について



総務省と NICT は、インターネットプロバイダと連携し、サイバー攻撃に悪用されるおそれのある IoT 機器の調査及び当該機器の利用者への注意喚起を行う取組「NOTICE (National Operation Towards IoT Clean Environment)」を 2019 年より実施しています。

Web カメラやレコーダー、センサーなど IoT 機器を狙ったサイバー攻撃が増加してきていることを懸念して、2020 年のオリンピック・パラリンピックを控え、その対策の必要性が高まったことを背景に、サイバー攻撃に悪用される恐れのある IoT などの機器の調査が施行されました。

NOTICE は、インターネット上の IoT 機器に、容易に推測されるパスワードを入力することなどにより、サイバー攻撃に悪用される恐れのある脆弱な ID やパスワードになっているルータ等を検出、修正することを目的として、総務省が主導で、家庭用ルータ等も対象にしたインターネット上にある機器を調査し、当該機器の情報をインターネットプロバイダへ通知します。インターネットプロバイダは、当該機器の利用者を特定し、注意喚起を実施します。

いくらサイバー攻撃の注意喚起のためとはいえ、NOTICE の行為は、当然不正アクセス法に抵触してしまいます。そのため、総務省は、ID とパスワードによる認証を試行するという特定のアクセス行為を 5 年間に限り認められるよう、その実施機関である NICT の業務に関する「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」を 2018 年 11 月に施行しました。

この改正法に基づき、NICT は、2019 年 2 月 20 日より NOTICE を実施し、その取組は公共交通機関、家電量販店でのポスター掲示等による広報や、関連情報を発信するためのホームページなどを作成し、NOTICE の周知広報を行っています。

また、総務省、NICT、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会である一般社団法人 ICT-ISAC、インターネットプロバイダ各社が連携して、NICT の NICTER プロジェクトによってマルウェアに感染していることが検知された IoT 機器に対しても、インターネットプロバイダから利用者へ注意喚起を行う取組を実施しています。

総務省は、脆弱な IoT 機器及びマルウェアに感染している IoT 機器の利用者への注意喚起の実施状況を四半期ごとに公開しています。

こうした総務省の取組に対し、私たちも賛同し日本全体で IoT 機器へのサイバー攻撃対策を行うべきです。